

# 野々市市 公共施設への太陽光発電設備等導入に係るサウンディング型市場調査実施要領

## 1. 調査の目的

本市は令和4年3月に、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出抑制やエネルギーの地産地消に取り組んでいます。

本市では、「ゼロカーボンシティののいち」の実現に資する施策として、PPAモデルまたはリースを活用した太陽光発電設備及び蓄電池の設置を検討しています。そこで、民間事業者の視点から自由かつ実現可能なアイデアやノウハウを生かした提案を募集し、事業計画を効果的で実効性のあるものにするため、サウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

## 2. 対象施設

- ① 野々市市立館野小学校（野々市市押野三丁目 71 番地）
- ② 野々市市立布水中学校（野々市市押野二丁目 100 番地）

## 3. 実施スケジュール

項目	日程
(1) 実施要領の公表	令和8年6月26日（金）
(2) サウンディング参加申込期間	令和8年6月26日（金）～7月10日（金）
(3) 事前説明会及び現地見学会	令和8年7月15日（水） （※開催前にサウンディングに必要な情報をメールで送付）
(4) サウンディング実施日等の連絡	令和8年7月中旬から下旬
(5) 事前アンケート提出期限	令和8年8月4日（火）
(6) サウンディングの実施	令和8年8月18日（火）～20日（木）の間で、個別に1時間程度を予定
(7) 調査結果概要の公表	令和8年9月中旬頃 （事前に参加事業者へ内容を確認する）

#### 4. サウンディング対象者

太陽光発電の PPA 事業またはリース事業の実績がある者で、次に掲げる全ての要件に該当する者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合には、その役員又はその支店若しくは事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 5. サウンディング項目・内容

### (1) 事業スキーム・導入手法

- ・ 想定太陽光発電設備の容量 (kW)
- ・ 想定蓄電池の容量 (kW h)
- ・ 建物利用の課題
- ・ 事業終了後の対応 (無償譲渡の可能性や撤去とした場合の概算額等)

### (2) 電力買取価格及びリース料金

提示必須。「7. (2) 検討条件」に記載の内容を踏まえて設定すること。

<PPA の場合> 電力買取価格

- ・ 概算 PPA 単価について (対象施設ごとに算定)

<リースの場合> リース単価

- ・ 概算リース料金について (対象施設ごとに算定)

### (3) 役割分担・リスク分担・課題や条件

- ・ 予測されるリスクと責任分担等

### (4) 保守管理・施工方法

- ・ 太陽光発電設備設置の施工方法 (施工に際しての支障物等)
- ・ 故障や事故時の管理、除雪等

### (5) 事業スケジュール・プロポーザル方式

- ・ 事業実施のスケジュール
- ・ 事業化に向けたスケジュール (プロポーザル方式による事業者選定を想定)

### (6) インフラ・施設特性に関する必要情報

- ・ 事業実施に必要な施設情報 (募集要項作成時の施設情報)

### (7) 参加資格

- ・ 入札参加資格の要望等

### (8) その他 (要望・アイデア・ノウハウ 等)

- ・ 概算撤去費用
- ・ 施設使用料 (行政財産使用料) の有無
- ・ その他、考えられるアイデア、リスク、ノウハウ等
- ・ 本市への要望

## 6. サウンディング手続き

### (1) サウンディングの参加申し込み

サウンディングへ参加を希望する場合は、参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）に必要事項を記入し、件名を【サウンディング参加申込】として、電子メールにより提出してください。

#### ① 申込受付期間

令和8年6月26日（金）～7月10日（金）

※申し込み時に、サウンディング実施日の希望調査を行います。

参加申込書（様式1）に希望日時を記載してください。

#### ② 申込先

「9. 問い合わせ先」のとおり

### (2) 事前説明会等の開催

当該施設の概要等について、サウンディングへの参加を申し込んだ事業者向けの説明会及び現地見学会を実施します。参加の有無を、参加申込書（様式1）に記載してください。

#### ① 開催日時

令和8年7月15日（水）

#### ② 会場

- ・ 2. 対象施設のうち、館野小学校→布水中学校の順でご案内します。
- ・ 詳細は別途ご案内しますが、一日中対応できるようご準備ください。
- ・ 車での移動を想定しておりますので、各自移動手段を確保してください。

### (3) サウンディングに必要な情報の提供

事前説明会開催日までにサウンディングに必要な情報をメールにて送付します。

### (4) アンケートへの回答

サウンディングの際の参考とするため、5. サウンディング項目・内容に対応したアンケート様式を用意します。事前説明会参加後、期日までに提出してください。

#### ① アンケート回答期限

令和8年8月4日（火）

#### ② アンケート様式

6（3）「サウンディングに必要な情報の提供」に併せて事前説明会時に参加者あてメールにて送付します。

### ③ 提出先

「9. 問い合わせ先」のとおり

#### (5) サウンディング調査結果の取り扱い、公表

サウンディングの実施結果については、概要の公表を予定しております。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウ等営業秘密の保護に配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 7. 事業概要及び検討条件

### (1) 事業概要

#### ① 本事業の目的

オンサイト PPA 事業またはリースにより、施設の電力料金の低減や再生可能エネルギーの導入拡大による電力自給率の向上を目指す。

#### ② 補助金の活用及び事業期間

環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用します（金沢市が令和6年度に採択を受け、本市を含む石川中央都市圏内の自治体で推進するもの）。

当該交付金を活用する観点から、工事期間は以下のとおり、単年度事業での実施を予定しています。また、PPA 事業期間またはリース期間は、以下の通り予定しています。

なお、補助率は、太陽光発電設備の設置に係る工事費のうち、当該交付金が定める補助対象経費の1/2以内（予算の範囲内）を予定しています。

	工事期間	PPA 事業期間またはリース期間	補助率
館野小学校	令和10年度	令和10年度から令和29年度までの20年間	補助対象経費の1/2以内 (予算の範囲内)
布水中学校	令和10年度	令和10年度から令和29年度までの20年間	補助対象経費の1/2以内 (予算の範囲内)

## (2) 検討条件

- ・ 運転期間終了後、設置設備は撤去するものとします。なお、本サウンディングの検討条件として、その場合の撤去費用は事業者にて負担するものとします。
- ・ 太陽光発電設備の容量は、6.(3)「サウンディングに必要な情報の提供」にて提供する目安値を参考として提案してください。なお、発電した電力は逆潮流を行わず、全量自家消費します。
- ・ PPA 単価及びリース料金は、施設別に算出するものとし、原則、契約期間中において一定額とします。また、基本料金単価の設定や月別又は時間帯別に異なる単価設定は行わないものとします。

## 8. 留意事項

### (1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加は、今後の事業者公募時における参加資格を約束するものではなく、また評価の対象でもありません。

### (2) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む）やアンケート等を実施させていただくことがあります。その際にはご協力をお願いいたします。

### (4) その他

サウンディングの内容は、今後の事業化を約束するものではありません。

本市は事業化に向けた検討以外の目的でアンケート等の提出書類を使用しません。ただし、提出書類は野々市市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益が損なわれる情報等）を除いて、情報公開の対象となる場合があります。

このサウンディングを含む「公共施設への太陽光発電設備等導入に係る調査業務」委託は、株式会社東洋設計が受託しておりアンケートの集計等を行います。

## 9. 問い合わせ先

野々市市 地域政策部 市民生活課 環境衛生係

電話：076-227-6052      メールアドレス：shimin@city.nonoichi.lg.jp